

令和7年度 年末年始地域たすけあい活動助成金

別紙
要綱あり
必ずご確認ください

高島市共同募金委員会 は、地域歳末たすけあい募金を財源

として、さまざまな団体の地域福祉を推進する活動を応援します。

当事者グループや、地域のために活動している小さな団体も活用いただけます。

目 的

年末年始に、住民同士がお互いの絆を結び、誰もが地域において孤立することなく、少しでも明るく楽しくすごせるような福祉活動の推進を目的とし助成金を交付します。

対象団体

高島市内の地域や社会の課題解決に向けて、自発的に具体的な活動を継続して実施する団体で、別紙要綱の要件を満たしている団体。

※区・自治会及び区自治会が設置する福祉推進委員会と地域のきずな助成金ですすでに年末年始地域たすけあい助成に申請された団体は対象外となります。

対象活動

下記の活動期間に、対象となる団体等がおこなう地域の助け合い運動。

※例えば、地域で暮らしづらさを感じておられる方への生活支援活動、地域住民が分け隔てなく交流できる活動 など

助成金額

1団体 20,000円 を上限

活動期間

令和7年12月1日(月) ～ 令和8年2月28日(土)

応募期間

令和7年8月15日(金) ～ 令和7年10月1日(水) ※期限厳守

財 源

地域歳末たすけあい募金

対象経費

目的を達成するために必要な経費で、科目は、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料(振込手数料含む)、諸謝金、賃借料、材料費となります。

※ 寄付者の思いに添わない経費は助成対象となりません。

※ 上記の科目以外の経費は助成対象外となりますのでご注意ください。

【お問い合わせ】

高島市共同募金委員会

(事務局：高島市社会福祉協議会 地域福祉課)

〒520-1521 高島市新旭町北畑4 5 番地 1

電話 0740-25-5730 FAX 0740-28-7199



申請

- 申請に係る書類の提出
 - ・ 提出期限: 令和7年10月1日(水) ※期限厳守
 - ・ 提出書類: 申請書(構成員名簿含む)、交付請求書(あらかじめ提出していただきます)、通帳のコピー(金融機関名、支店名、預金の種類、口座名義、口座番号がわかるページ)。
 - ・ 提出先: 高島市社会福祉協議会地域福祉課各窓口(下記参照)

審査交付

- 審査・交付決定、交付
 - ・ 助成金審査委員会にて審査を行い、交付を決定します。
 - ・ 審査結果は交付決定通知書にてお知らせします。
※審査の結果、助成金を交付できないことがあります。
 - ・ 口座振り込みにて交付します。交付決定額と振込額をご確認ください。
 - ・ 振込日: 令和7年12月10日(水) 予定

実績報告

- 実績報告に係る書類の提出
 - ・ 提出期限: 令和8年3月13日(金) ※期限厳守
 - ・ 提出書類: 実績報告書、領収書(助成金額分のみ)、写真、広報物等
 - ・ 提出先: 高島市社会福祉協議会地域福祉課

審査確定

- 報告内容の審査、確定
 - ・ 助成金審査委員会にて審査をおこない、確定通知書を送付します。
※審査の結果、助成金を返金いただくことがあります。

返金

計画していた事業が実施できなかった等、何らかの理由で返金が発生する場合は、その時点で担当職員まで連絡してください。返金に伴う手続きの方法は、個別にお知らせします。

書類提出先

高島市共同募金委員会 事務局

社会福祉法人高島市社会福祉協議会 地域福祉課

高島市こども若者応援ベースみらくる内 新旭町北畑45番地1 ☎ 25-5730

※下記の社協の各事業所でも書類の提出が可能です。

はあとふるマキノ デイサービスセンターしふくの杜 えがお屋本舗上弘部店

はあとふる朽木 高島総合健康福祉センター

様式は、
高島市社会福祉協議会の
ホームページから
ダウンロードできます。



QRコード



赤い羽根共同募金運動の充実を図り、寄付者の思いに寄り添った助成事業を目指しています。
これからもご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。